

マイナンバーの高度利用による行政作業効率の向上

Improvement of the administrative work efficiency by the high use of my number

本田正美[†]
Masami Honda[†]
[†] 島根大学
[†] Shimane University

要旨

税と社会保障に関わる番号制度であるマイナンバーの導入に合わせて、国民一人一人がアクセス可能なマイナポータルも整備される。このマイナポータルを介して、行政がいかなる場面でマイナンバーを使用したのかを国民が確認することも可能になる。これは、マイナンバーが各行政事務に紐づけられ、その使用履歴が記録されることを意味している。このマイナンバーの使用履歴から個々の属性情報を除くなどの処理を行い、統計情報として扱うことにより、行政事務の効率化に資する改善の方途などを見出せる可能性がある。本研究では、その方途について検討したい。

1. はじめに

2016年に税と社会保障に関わる番号制度であるマイナンバーが本格運用される。このマイナンバーの導入に合わせて、国民一人一人がアクセス可能なマイナポータルの整備も予定されている。このマイナポータルを介して、行政機関がいかなる場面でマイナンバーを使用したのかを国民が確認することも可能になるのである。これは、マイナンバーが各行政事務に紐づけられ、その使用履歴が記録されることを意味している。マイナンバーの使用履歴から個々の属性情報を除くなどの処理を行うことによって統計情報として扱うことが可能となれば、行政事務の効率化に資する改善の方途などを見出せる可能性がある。本研究では、その方途について検討したい。

2. マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、2013年の通常国会において成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称、「マイナンバー法」)を主な根拠法とする制度である。このマイナンバー法では、税と社会保障分野にまつわる番号制度の構築について規定されている。

マイナンバー制度の主要な構成要素となるのは、付番・情報連携・ICカードである[1]。

付番とは、一人一人の国民に番号を付すことである。情報連携とは、マイナンバーを用いた主に公共機関での情報連携を指している。ICカードとは、申請者に交付するICカードを指している。カードの券面に基本四情報及び顔写真が記載され、裏面には各個人の番号が記載される。ICチップには、公的個人認証サービスに関する機能を標準搭載する。

つまり、マイナンバー制度は、国民一人一人にユニークな番号を振り、行政機関同士での情報連携により、その番号の活用を図ることから成る。そして、一人一人の国民は、番号などの情報が記載されたICカードを用いることで、マイナンバー制度と連動することによって実現されるサービスの提供を受けることが出来るようになるとされるのである。ただし、マイナンバー制度は、税と社会保障分野に関して導入され、災害時の利用も想定されているが、現段階では民間分野との連携は実現していない。今後は金融機関などにおいても利用が予定されているが、当面は行政機関内部での利用に留まるのである。

3. マイナポータルの機能

マイナンバー制度の導入に際して、情報提供等記録開示システムとしてマイナポータルと称される仕組みの導入も予定されている。これは、マイナンバーの本格運用後の2017年1月から開始予定とされている。

マイナポータルについては、内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室によるマイナンバーに関する Web サイトにおいて以下のように解説されている。

「行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備します。」

「引越しなどの際の官民横断的な手続のワンストップ化や納税などの決裁をキャッシュレスで電子的に行うサービスも検討しています。」

(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq6.html> 最終アクセス 2015 年 10 月 13 日)

マイナポータルの第一の機能は、この番号利用履歴の確認である。税と社会保障分野でマイナンバーは利用されることになるが、その利用の履歴が記録され、その記録を一人一人の国民が確認することが出来るようになるのである。さらに、情報提供の仕組みも合わせて提供される予定である。これまでも必要な手続きなどについて郵送により国民に通知されるが一般的であった。マイナポータルの導入により、そのような通知を集約させ、Web 経由でいつでも確認出来る仕組みが提供されることになるのである。

マイナポータルを介して、行政手続きに関するワンストップサービスの実現も改めて目標として設定されている。従来の日本の電子政府政策において何度も構築が構想されてきたワンストップサービスの実現が改めて目指されることになったのである。マイナンバーによって、一人一人の国民が捕捉され、一人一人の国民に対して個別のインターフェイスとなるマイナポータルが開設されることによって、新たな国民と政府の関係性が築かれることになると言える事態が招来するのである[2]。

マイナンバーのような番号制度の導入は国家による国民監視の強化であるという批判もなされてきたところである[3]。しかし、このマイナポータルの導入により、行政による番号利用を国民自身が逆に監視出来るようになるのである[4]。不正な利用がなされたと思しき場合には、マイナンバー制度導入に合わせて設置される個人情報保護に関する第三者機関への申し立ても可能である。

4. マイナンバーの高度利用の可能性

マイナンバーは、税と社会保障分野における利用が想定されている。さらに、今後は医療分野での利用や金融などの民間分野での利用の拡大も予定されている。様々な公共サービス分野において、マイナンバーの利用が想定されているのである。これに加えて、希望者に対して発行される個人番号カードの利活用も様々な分野で検討されることになっている。マイナンバーを税と社会保障分野以外で利用することは法律上制限されているものの、マイナンバーカードに搭載される公的個人認証の機能や IC チップの空領域の利用は広く認められており、その利用が幅広く検討されることになるのである。さらに、マイナンバーの導入にあたっては、条例を制定することにより、税と社会保障に関わる分野であれば、自治体が独自の利用を行う道も開かれている。

かように、マイナンバーや個人番号カードの利活用が今後検討されることになる。その検討の過程では、マイナンバーをより高度に利用しようという議論もなされる場所である。税と社会保障をはじめとして、民間分野でも利用が広がるとしても、その多くの場合に想定されるのは何らかの公的性格を帯びたサービス提供においてマイナンバーや個人番号カードを利用するということである。そこで、マイナンバーの高度利用という場合、利用できるサービスが高度なものになるということの意味していると言えよう。

本研究では、このマイナンバーの高度利用につき、利用できるサービスの高度化ではなく、マイナンバーそのものの高度利用の可能性を模索したい。そもそも、住民基本台帳ネットワーク導入にまつわり提起された訴訟の結果などから、マイナンバー制度の導入に際しては、情報の分散管理を徹底するなど、マイナンバーそのものの扱いには慎重が期されている[1][5]。しかし、個人を特定することを回避すれば、マイナンバーそのものの利用の可能性も開かれているものと考えられる。

5. マイナンバーの高度利用による行政作業効率の向上

マイナンバーは税と社会保障分野における利用が想定されており、公共機関がそれを利用した際には、逐一その情報が記録され、蓄積された情報はマイナポータルを利用して一人一人の国民が確認することが可能となる。この点に着目して、マイナンバーそのものの高度利用を構想する。

そもそもマイナンバーは行政手続に利用される番号である。そして、マイナポータルで利用の履歴が確認出来るようになるということは、行政内で何らかの内部処理が行われ、マイナンバーが利用された際には記録が残されるということである。つまり、下図の各部分について、その履歴が残るということである。

図 1 行政手続の作業の流れ



ここで着目すべきは、それぞれの利用履歴にはタイムスタンプが付され、利用の情報も残されることである。例えば、図 1 の①と②の時間の幅を図れば、一つの申請に対して、どれだけの時間を要したのかが分かる。もし、利用の履歴につき、一人一人の職員まで特定出来る仕組みを導入するのであれば、一人一人の職員の作業時間といったことも測定可能になる。マイナンバーそのものの利用履歴の統計情報を全国で集約することが出来れば、全国の自治体や国の事務作業の実態も捕捉可能になる。ある申請につき、複数の公共機関が関与する場合、例えば図 1 の③の中の履歴の分析することで、どの機関が迅速な処理のボトルネックになっているのかといったことも捕捉可能になるのである。あるいは、ある申請につき、受付の日時を集計すれば、通知文書や広報紙による宣伝の効果も測定することが可能となる。

マイナンバーの利用履歴から逆算して行政の事務の実態を把握する。これこそが本研究の想定するところのマイナンバーの高度利用である。公共機関における BPR(Business Process Re-engineering)の必要性は指摘されてきたところであるが、そのために必要とされる現状の業務の実態を正確に把握するという点で、このマイナンバーの高度利用は大きな意味を持つものである。マイナンバーの導入にあたっては、国民の利便性の向上といったことが効用として喧伝される場所であるが、行政作業効率を向上させる契機になることも指摘されるべきなのである。

6. おわりに

本研究では、マイナンバーとマイナポータルの概要を確認した。そして、マイナンバーの高度利用により、行政作業効率を向上させる方法がある可能性があることを指摘した。

マイナンバーとマイナポータルは未だ本格運用を前にした段階である。本格運用へ向けて、本研究のような政策的提言を重ねることで、マイナンバー制度が国民生活に資する制度として運用されるように働きかけていきたい。

参考文献

- [1] 市民が主役の地域情報化推進協議会番号制度研究会(編)、マイナンバーがやってくる[改訂版]、2013、日経 BP 社
- [2] 本田正美、“マイナポータル導入に伴う政府と国民間の情報コミュニケーションのあり方の変容”、情報コミュニケーション学会第 17 回研究会報告、2015、pp. 23-24
- [3] デイヴィッド・ライアン(田畑暁生訳)、膨張する監視社会 個人識別システムの進化とリスク、2010、青土社
- [4] 本田正美、“マイナンバー制度導入による行政活動の透明化”、社会・経済システム学会第 31 回大会報告要旨集、2012、pp. 89-92
- [5] 森田 朗 (監修)、新社会基盤 マイナンバーの全貌、2015、日経 BP 社